

別表 2

1 対象事業所・施設等 (※1, 2, 3)		2 基準単価 (千円)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
通所介護事業所 (※4)	通常規模型	537	事業所	第6条(4)に記載の補助対象経費のとおり	10分の10
	大規模型(Ⅰ)	684			
	大規模型(Ⅱ)	889			
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231			
認知症対応型通所介護事業所		226			
通所リハビリテーション事業所 (※4)	通常規模型	564			
	大規模型(Ⅰ)	710			
	大規模型(Ⅱ)	1,133			

(※1)対象事業所・施設等については、交付申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2)各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

(※3)介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所(通常規模型)として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととし、基準単価は介護サービスの指定に基づくとする。

(※4)通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付申請時点で判断すること。